

広第475号  
平成25年9月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

警察安全相談員運用要綱の制定について（通達）

このたび、警察安全相談管理業務の運用開始と警察安全相談取扱要綱の全部改正に伴い、岐阜県警察安全相談員の運用について、別添のとおり「警察安全相談員運用要綱」を新たに制定し、平成25年10月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお「警察安全相談員運用要綱の全部改正について」（平成15年2月20日付け総第133号）については、廃止する。

## 別添

### 警察安全相談員運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、岐阜県警察安全相談員（以下「警察安全相談員」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 警察安全相談員の責務

警察安全相談員は、相談を真摯に受け止め、助言、指導、関係機関等との連絡調整等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止その他国民の安全と平穩の確保に資することをその責務とする。また、警察安全相談員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

#### 第3 身分、任期等

警察安全相談員の任命、解任、報酬、勤務条件等は、「岐阜県警察会計年度任用職員設置要綱」（令和2年3月30日付け務第287号）の定めるところによる。

#### 第4 配置及び職務

##### 1 総括警察安全相談員

- (1) 総務室広報県民課に総括警察安全相談員を置く。
- (2) 総括警察安全相談員は、警察安全相談員の管理・監督等に関する事項を行うものとする。

##### 2 警察安全相談員

- (1) 総務室広報県民課及び警察本部長の指定する警察署に警察安全相談員を置く。
- (2) 警察安全相談員は、配置先所属長（以下「所属長」という。）の指揮監督の下に、警察安全相談等の受理及び処理並びに所属長が必要と認める警察相談に関する事項を行うものとする。

#### 第5 遵守事項等

総括警察安全相談員及び警察安全相談員は、その活動を行うに当たり、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 特別な権限が付与されたものではないことを十分認識し、その言動等は慎重に行うとともに、職務範囲を逸脱しないこと。
- (2) 表見的な面にとらわれて事案の真相を見落とすことのないよう配慮するとともに、先入観を排して、冷静沈着かつ親切丁寧な応対を心がけること。
- (3) 相談者との応接に当たっては、相談者のプライバシーに配慮し可能な限り相談室等他の目に触れない場所において行うよう配慮すること。
- (4) 秘密を厳守し、関係者の名誉、信用及び社会的地位を損なうことのないよう留意すること。
- (5) 他の機関に係る相談である場合には、その旨を十分に説明して適格な他の機関の名称や所在地、連絡先等を教示するとともに、場合によっては担当者に相談を引き継ぐ旨の連絡を入れる等、たらい回しと批判を受けることのないよう配慮すること。
- (6) 警察の対応や回答等ができない場合には、その理由をよく説明するなど、相談者の理解を得るように努めること。
- (7) 相談の内容が、苦情・抗議等に係るものである場合及び高度な専門的知識、重要な判断等を要する場合には、所属長等へ報告の上その指揮を受け、当該相談等に係る業務を所掌する部署に相談事項を引き継いで、その処理を委ねる

こと。

- (8) 勤務中は、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示すること。

#### 第6 指導教養

所属長等は、警察安全相談員に対して、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

#### 第7 警察職員との連携

警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、他の警察職員と緊密な連携を保つものとする。

附 則（平成 25 年 9 月 20 日広第 475 号）

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 17 日広第 299 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日務第 287 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

(表)

No

写  
真

警察安全相談員証

氏名

岐阜県警察本部長 印

2.5 cm

3 cm

9 cm

6 cm

(裏)

警察安全相談員運用要綱 (抜粋)

第5 遵守事項等

(1) から (7) 略

(8) 勤務中は、その身分を示す証明書を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示すること。